

特例貸付の償還開始のお知らせ

特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付））を令和4年3月末までに申込まれた方に、「償還開始のお知らせ」を郵送しています。（多くは令和5年1月26日から償還期間が開始します。）

【送付したもの（白い封筒で送っています）】

1 償還開始のお知らせ

（表…償還の内容や方法など
裏…気を付けること）



2 償還免除の内容や

相談機関のチラシ

（表…償還免除こと

裏…相談機関のこと）

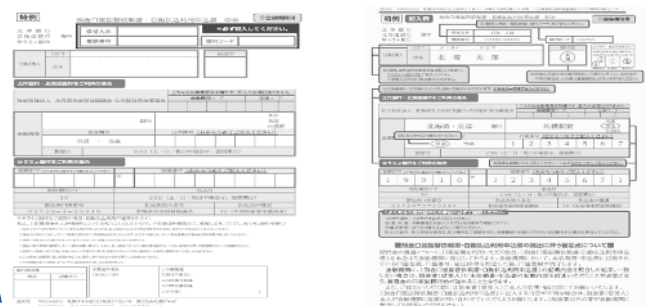


3 口座振替依頼書（お手元にない場合、ホームページからダウンロード可能です。）

※支払いは、銀行（北海道銀行、北洋銀行、ゆうちょ銀行）口座からの振替です

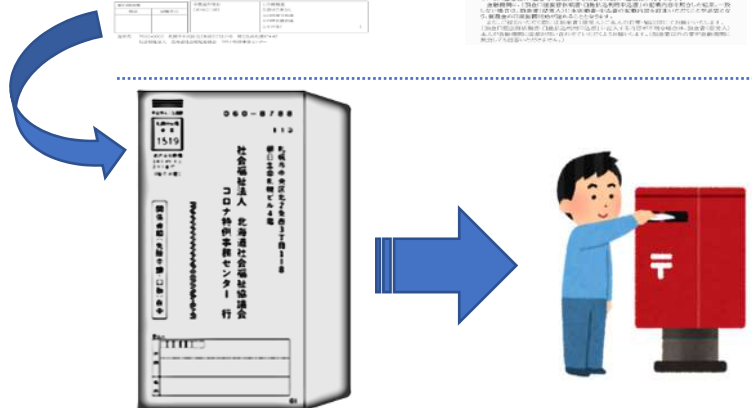
（表…記入面

裏…記入例）



4 3を送付するための封筒

（この封筒を使えば切手不要）



お問い合わせは：北海道社会福祉協議会「コロナ特例事務センター」電話：0120-540-085 まで
各種様式は次のURLから（道社協ホームページ）：http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/